

(2) 1. 租界地10号 批准 (工=尺) → 面积460号  
 29.12.17 条约 第6条-明茨 (在租界地)  
 答 是 →

(2) 2. 租界地10号... 批准(修改) → 共同规定 提出修改  
 22.5.29.

(1) 3. 使用权 (租界地10号)  
 24.5.9. 第8条...

4. 租界地10号 第2回  
 15.2.10 失效  
 第8条 在租界地(在租界地)

5. 租界地10号 第1回(三角)  
 10.6.30  
 第8条 租界地10号 第1-2回



誓 約 書

式印  
納付

今般昇社日吉銀業所に於いて貴種築銀区との租領区銀を租九坪地五尺層を延十一メートルに亘り坑道掘進したため、貴所に御迷惑をおかけ致しましたらについては、左記諸項の補償を履行を誓約致します。

記

一、前文記載の越境掘採に因り、貴所が保安維持上予定掘進地点より差違して地盤せざるを得なくなつたため、之が賠償として掘進利潤金五〇〇円強に本件掘採不可損炭量六二二噸を算じた額を、昭和二十六年十月以降、同月五ヶ月間に亘り毎月二十五日起に均分納入すること。  
二、前項の掘採に因り、本件掘進五尺層の越境掘採部分を除く全掘進掘設定炭層については、総べて租領区銀の一〇メートル以内に於て掘進しなすこと。

右

昭和二十六年十月十五日

共同石炭銀業株式会社  
社長 入 交 太

取  
入

日鉄銀業株式会社二湖銀業所  
所長 小 倉 進 殿





租 炭 権 設 定 契 約 書

日鉄炭業株式会社二瀬炭業所長吉田正実(以下単に甲という。)と、共同石炭炭業株式会社代表取締役社長入交太蔵(以下単に乙という。)との間において、甲所有炭区内における乙の租炭権の設定に關し、次の通り契約する。

第1条 甲はその所有に係る炭区内の一部に対し、乙が炭業法第4条の租炭権を次の通り設定することを承諾する。

- 1 炭区所在地 福岡県深津郡藤原町、大隈町並びに山田市境内
- 2 炭区の登録番号 福岡県探査権登録第1号
- 3 設定炭層及び面積 部附図面表示の前号炭区中の杉谷上二尺層 2367アール
- 4 存続期間 設定登録の日から昭和34年2月末日まで
- 5 協定可採炭量 34050屯

第2条 前条第3号の協定可採炭量に依る租炭料並びにその支払の時期及び方法については、次の通りとする。

1 租 炭 料 甲の日本国有鉄道新炭価格及び租炭区における石炭の品位を基準としたその時の販売価格の<sup>100</sup>/<sub>700</sub>相当額とする。

2 支払の時期及び方法 設定登録の日の属する月から租炭権存続期間満了の月までの月収を以て租炭料金額を除いた額を翌月5日までに分割して支払うこと。

第3条 乙は本件租炭区の採掘に關し、予め地業業を甲に提示し、その承諾を得るものとする。之を変更しようとする時も亦同様である。

第4条 乙は本件租炭区の採掘により甲の現在及び将来の操業に何らの支障を来さないよう、操業上最善の処置を講じなければならぬ。

前項の処置に關する甲の指示に対しては、乙は自己の負担において該指示に之に違わなければならない

第5条 甲は必要により、何時でも本件租炭区における乙の地業につき調査することができる。この場合乙は該調査を以て便宜を供し、正当な理由なくして之を拒むことはできない。

第6条 乙はこの契約に基く権利義務を第三者に譲渡若しくはその他一切の権利の目的としてはならない

第7条 この契約の履行に要する法令上の諸手續はすべて乙において行い、所要経費はすべて乙の負担と

本契約書  
昭和34年2月  
日鉄炭業所長  
吉田正実  
代表取締役  
入交太蔵



する。

乙は前項の手続完了の際は、遅滞なく関係書類添付の上甲に届出るものとする。

第5条 乙がこの契約の条項に違反し若しくは乙に不信行為があつた時は、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合甲が損害を蒙つた時は甲は乙に損害賠償を請求することができる。

第6条 所轄官庁の認可に際し、条件が附された場合又は修正命令により設定面積が多少変更された場合は、この契約の当該部分は自動的に修正されたものとする。

第7条 この契約について甲の振当権者若しくは所轄官庁の認可が得られなかつた場合又は設定の取消処分その他により設定が消滅した場合は、この契約は無効とする。

第8条 この契約に関し異議又は規定のない事項若しくは協定の履行を困難ならしめる事象の発生した時は、この契約の趣旨に従い、甲乙誠意を以て協議しその解決に当るものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、その1通は所轄官庁に対する認可申請に使用し、2通は甲乙各自1通宛を保有しその誠實な履行を確約する。

昭和29年12月17日

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所

甲 所長 吉田正実

共同石炭鉱業株式会社

乙 代表取締役社長 入交太蔵



覚 書

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所長吉田正実（以下単に甲と云う。）と、共同石炭鉱業株式会社代表取締役社長入交太蔵（以下単に乙と云う。）との間において、甲乙間の昭和28年5月9日附租賦権設定契約（以下単に第1契約と云う。）及び昭和29年月日附同契約（以下単に第2契約と云う。）に附帯して次の通り協定する。

第1条 甲は、第1契約附帯の昭和28年5月9日附覚書第1項において、乙の掛租巻第10号租賦区のうち実際の施業区域をその添附図面表示の通り制限し、乙はこれに異議なく同意したところであるが、この覚書締結の日以降、この覚書添附図面表示の炭層については、表示の通りその一部を解除する。

前項に伴い別記覚書はこの覚書締結の日を以て失効するものとする。

前項に拘らず添附図面表示以外の炭層についてはなみ前記覚書は有効に存続するものとする。

第1項に伴う炭層別の増加可採炭量は次の通りとする。

炭 層 名	可採炭量
杉 谷 下二尺層	22050
炭 層 五尺層	0

第2条 第1契約による甲の租賦権設定承諾炭層のうち竹藪炭層については、その契約第1条に表示の通り本層のみどころ、上層が本層に附加登録せられ乙の租賦権に帰属して居ることが利便したが、甲は開採の事情により結果的にこの登録を認める。

前項に伴う竹藪上層の採掘面積及び可採炭量は次の通りとする。

採掘面積	56337- $\pi$ (170800坪)
可採炭量	12032屯

第3条 甲は前2条による乙の採行区域の増大の外に第2契約により杉谷下二尺層についても租賦権設定を承諾したところであるが、この契約については所管官庁に対する設定手続並びに従来の甲乙間の租賦権に関する諸契約に規定された事項との調整その佳契約交渉上の便宜を考慮し規定したことは甲乙双方の認めるところであり、甲乙両当事者間においては第2契約中一部を次の通り夫々脱却し、若くは追加し相互にこれに拘束されることを確認する。

1 第1条第1号中「設定登録の日」を「この契約の日」に

2 第2条を「削除」に

3 第12条として次のように加える

第12条 租賦権存続期間中は勿論、租賦権消滅



後と雖も被害発生の場合は、乙は単独  
でその賠償義務を負うものとする。

但し甲の責に帰すべき被害の賠償につ  
いてはこの限りでない。

第 4 条 甲及び乙は前 3 条による乙の増加可採炭量を  
71000 屯に協定する。

前項の炭量に係る租鉱料並びにその支払の時期及  
び方法については甲乙間の昭和 27 年 8 月 1 日附租  
鉱料に関する覚書第 1 条の規定を準用する。

前項に伴い甲乙間の附契約のうち租鉱料に関する  
条項につきその一部を次の通り改正する。

(1) 昭和 28 年 1 月 25 日附租鉱料存続期間延長  
に関する契約書第 2 条を「第 2 条 削除」に改め  
る。

(2) 昭和 27 年 8 月 1 日附租鉱料に関する覚書第 1  
条第 2 項として次の通り加える。

昭和 28 年 1 月分以降の租鉱料については、前  
項中「280 屯」、「560 屯」及び「700 屯」  
とあるを、1 月分は「300 屯」、「700 屯」  
及び「500 屯」に、2 月分及び 3 月分は「85  
0 屯」、「1050 屯」及び「0 屯」にそれぞれ替  
える。

(3) 前号の覚書第 2 条中「174569」とあるを  
「287569 屯」に改める。

上記協定の証として本書 2 通を作成し、甲乙各自 1 通  
宛を保有しその協定を履行を約する。

昭和 27 年 12 月 7 日

日鉄鉱業株式会社二津鉱務所

甲 所 長 吉 田 正 実

共同石炭鉱業株式会社

乙 代表取締役社長 入 交 太 蔵



組鑛権延期申請書

(日新炭礦)

共同石炭鑛業株式會社

日新炭礦印  
寫字本任 大加本印





蘇齋詩集序

共同公家藥業社及會誌

印

印

蘇齋詩集序

印



租 賦 権 延 期 申 請 書

昭和二十四年五月九日付を以て、御社と当社との間に租賦権（旧使用権）契約を締結致しました。御社所有敷区の福岡県麻生郡登録第○号（敷区は、昭和二十四年八月二十二日登録設定してゐましたが、該租賦権の存続（契約）期間は、昭和二十九年三月末日を以て期間満了となりませんが、政定区域の金沢層は、別紙通函書の通り現在履行中でありますので、右の事情を御附の上、租賦権の存続期間の延長を、御承認下さいます様御願申上ります。

昭和二十八年六月廿日

東京都中央区銀座七丁目五番五の宅

租 賦 権 者 共 同 石 炭 鉱 業 株 式 会 社

右 代 表 取 締 役

入 文

太

藏

印

日 賦 租 業 株 式 会 社

二 二 租 賦 業 所

當 新 取 締 役 所 長 小

省 通 藏

印

92





延 期 理由 書

一、板敷地区の段階名

竹谷層群中（竹藪八尺上層、全本層）

本層群中（杉谷二尺層、杉谷五尺層、岡三尺層、編堀五尺層、土間八尺層、

海軍八尺層）

二、延 期 理由

設定区域は、当社所有の福岡県探掘権登録第宅七八号区域と合併放棄中であり、設定区域内の竹藪八尺本層は才田某に於て本師保安炭往及露頭部を掘し金部探掘を終了しましたが、現在設定区域外の露頭地区（当社より三井鉱山株式会社山野鉱業所鉱区へ鉱業法第四十六條による露頭地区譲渡）を深掘中であります。

竹藪八尺上層は、未探掘となつて居ります。探掘時期は才田某終結期に探掘する計画であります。

杉谷二尺層、全五尺層は、設定区域の東南部に残存してゐるので、該炭層探掘の目的を以て、本年一月杉谷某を閉算、現在掘進中であり、將來探掘に着手する計画であります。

岡三尺層は、一時休止してゐました日吉一某の復旧工事に着手致しまして、本年二月

より掘進の取明け並に掘進に着手し一際完成致しましたので、五月下旬より探掘に着手して居ります。

編堀五尺層、土間八尺層、海軍八尺層は、海軍八尺某に於て現在採行中で、該地帯は地表の炭往及遊炭設備等の供養の爲三五も探掘を行い炭往は之等施設の移転或は海八某の終結期にそれぞれ探掘する計画であります。

岡設定区域の東南部に在る地帯に、土間八尺層が残存してゐますので、該炭層探掘の爲本年中に、日吉二某の復旧工事を行ひ残存炭層の探掘を計画中であります。

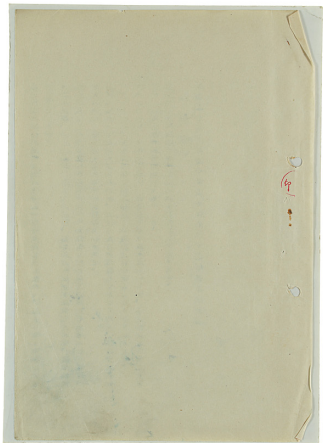
石の知き事情にて設定区域は、現在採行中であり又一部は、未探掘となつて居りますが、現在開算中は計画中であります。

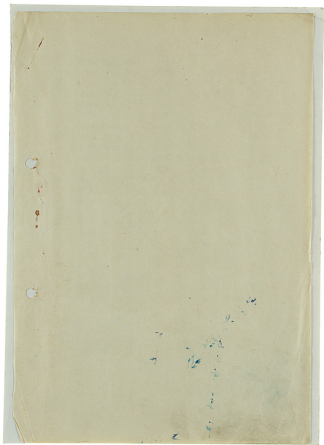
岡之等探掘に対応する坑外施設も完備致して居ります。

三、延 期 期間

昭和二十九年四月一日より昭和三十三年三月末日迄

以上







規 約 審

本館を九知事印  
馬利比長 至之守印  
分長



日鉄鉱業株式会社二礦監業所長小倉進(以下単に甲と云う。)と、共同  
石炭鉱業株式会社代表取締役社長入交太蔵(以下単に乙と云う。)との  
間において、甲乙間の昭和二十四年五月九日附租鉱権設定に関する契約  
(以下単に原契約と云う。)に附帯して次の通り契約する。

第一条 甲は、乙が原契約第三条の租鉱権の存続期間を昭和三十四年三  
月末日まで延長することを承諾する。

前項所定の所得官廳に対する認可申請手続は乙において行い、所要経  
費は乙の負担とする。

第二条 原契約第四条の租鉱料に關しては、甲乙間の昭和二十七年四月  
一日附租鉱料に關する覚書(以下単に覚書と云う。)第一条の規定に  
拘らず、乙は昭和二十九年四月より算して第五十八日については、  
〇六九垓(塊炭一七一垓、粉炭三九九垓、備石四九九垓)分の租鉱料  
を支払うものとし、同じく第五十九日及び第六十日については、  
覚書第二条の規定は、前項の算式による第五十八日以後は適用しな  
s。

第三条 乙は第一条の規定手続完了の際は、直滞なく關係書類添附の上

甲に届出るものとする。

右規約の証として本書三通を作成し、その一通は所得官廳に對する認可  
申請手続に使用し、二通は甲乙各一通宛を保有して、その複製を履行を  
締約する。

昭和廿六年六月廿五日

甲 日鉄鉱業株式会社二礦監業所  
所 長 小 倉

乙 共同石炭鉱業株式会社  
代表取締役社長

入 交 太 蔵



日鉄第二次重鋼料=國ノ算定表

28年3月化機算定量 174349 噸

自28年6月至29年2月底60ヶ月=90000 噸 (1ヶ月/300 噸前付ス)

174349 噸-90000 噸=84349 噸 (第二次算定責任量)

84349 噸÷1500 噸 (一ヶ月数量)=57ヶ月 1069 噸

従来 1500 噸/内洋 炭 240 噸 粉 560 噸 鑽石 700 噸

58 項目 1069 噸× $\frac{240}{1500}$  = 171 噸... 炭

1069 噸× $\frac{560}{1500}$  = 399 噸... 粉 1069 噸

1069 噸× $\frac{700}{1500}$  = 499 噸... 鑽石

39 箇、60 箇 ナ



貴社所有福岡県探掘権登録部老武七八号鉱区より当社所有福岡県探掘権登録部老武七八号鉱区の一部に対し左記の通り鉱業法第四拾六条の規定に基く掘進増区の出願をなし重復鉱区を設定することを承諾する。

記

一 設定区域及び面積

別紙添付図面表示の五千六百歩給養アール

一 設定地層

竹谷層群中の竹ヤブ八尺上層、岡本層

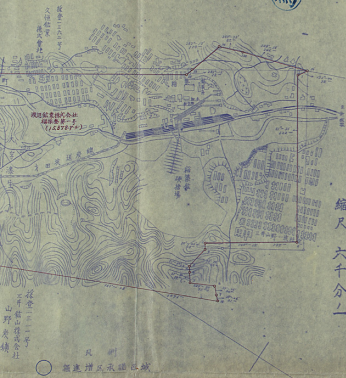
本層群中の杉香上二尺層、杉香下二尺層、杉谷五尺層

岡三尺層、コモリ五尺層、土岡八尺層、龜塚八尺層

昭和 年 月 日



寫



二瀬炭鑛稻築鑛区域圖

縮尺 六千分一

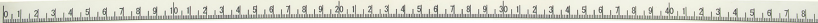
美利石炭礦業株式會社  
社長 入交 大 藏 殿

關西煤礦株式會社  
代表取締役社長 渡 辺 本 治











武慶柱狀圖名

層別	柱狀圖	說明
第一層	砂	砂層
第二層	砂	砂層
第三層	砂	砂層
第四層	砂	砂層
第五層	砂	砂層
第六層	砂	砂層
第七層	砂	砂層
第八層	砂	砂層
第九層	砂	砂層
第十層	砂	砂層
第十一層	砂	砂層
第十二層	砂	砂層
第十三層	砂	砂層
第十四層	砂	砂層
第十五層	砂	砂層
第十六層	砂	砂層
第十七層	砂	砂層
第十八層	砂	砂層
第十九層	砂	砂層
第二十層	砂	砂層
第二十一層	砂	砂層
第二十二層	砂	砂層
第二十三層	砂	砂層
第二十四層	砂	砂層
第二十五層	砂	砂層
第二十六層	砂	砂層
第二十七層	砂	砂層
第二十八層	砂	砂層
第二十九層	砂	砂層
第三十層	砂	砂層
第三十一層	砂	砂層
第三十二層	砂	砂層
第三十三層	砂	砂層
第三十四層	砂	砂層
第三十五層	砂	砂層
第三十六層	砂	砂層
第三十七層	砂	砂層
第三十八層	砂	砂層
第三十九層	砂	砂層
第四十層	砂	砂層
第四十一層	砂	砂層
第四十二層	砂	砂層
第四十三層	砂	砂層
第四十四層	砂	砂層
第四十五層	砂	砂層
第四十六層	砂	砂層
第四十七層	砂	砂層
第四十八層	砂	砂層
第四十九層	砂	砂層
第五十層	砂	砂層
第五十一層	砂	砂層
第五十二層	砂	砂層
第五十三層	砂	砂層
第五十四層	砂	砂層
第五十五層	砂	砂層
第五十六層	砂	砂層
第五十七層	砂	砂層
第五十八層	砂	砂層
第五十九層	砂	砂層
第六十層	砂	砂層
第六十一層	砂	砂層
第六十二層	砂	砂層
第六十三層	砂	砂層
第六十四層	砂	砂層
第六十五層	砂	砂層
第六十六層	砂	砂層
第六十七層	砂	砂層
第六十八層	砂	砂層
第六十九層	砂	砂層
第七十層	砂	砂層
第七十一層	砂	砂層
第七十二層	砂	砂層
第七十三層	砂	砂層
第七十四層	砂	砂層
第七十五層	砂	砂層
第七十六層	砂	砂層
第七十七層	砂	砂層
第七十八層	砂	砂層
第七十九層	砂	砂層
第八十層	砂	砂層
第八十一層	砂	砂層
第八十二層	砂	砂層
第八十三層	砂	砂層
第八十四層	砂	砂層
第八十五層	砂	砂層
第八十六層	砂	砂層
第八十七層	砂	砂層
第八十八層	砂	砂層
第八十九層	砂	砂層
第九十層	砂	砂層
第九十一層	砂	砂層
第九十二層	砂	砂層
第九十三層	砂	砂層
第九十四層	砂	砂層
第九十五層	砂	砂層
第九十六層	砂	砂層
第九十七層	砂	砂層
第九十八層	砂	砂層
第九十九層	砂	砂層
第一百層	砂	砂層

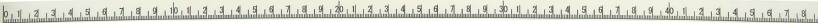
武慶湖區地質圖



比例尺 1:50,000

武慶湖區地質圖

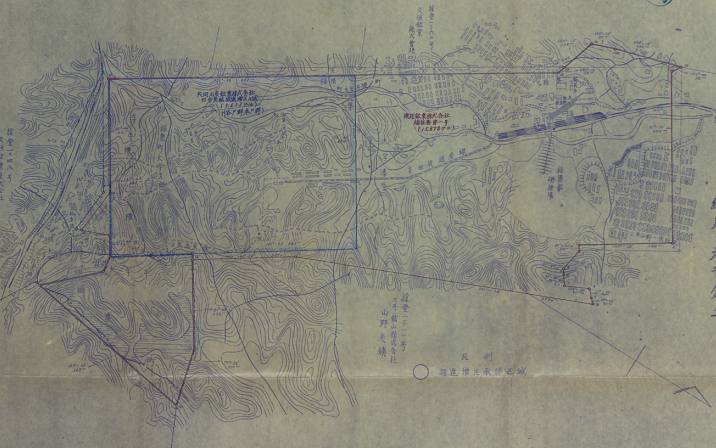
武慶湖區地質圖  
比例尺 1:50,000



寫

二瀬炭鑛稻茶鑛ノ區圖

縮尺六十分一



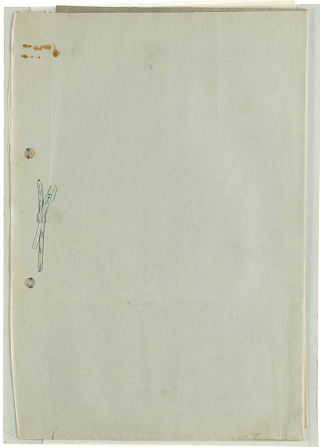
凡例  
○ 炭鑛標  
● 炭鑛標

東海鐵道

距離	標高	地形	備考
0	0	海抜	
10	10	海抜	
20	20	海抜	
30	30	海抜	
40	40	海抜	
50	50	海抜	
60	60	海抜	
70	70	海抜	
80	80	海抜	
90	90	海抜	
100	100	海抜	
110	110	海抜	
120	120	海抜	
130	130	海抜	
140	140	海抜	
150	150	海抜	
160	160	海抜	
170	170	海抜	
180	180	海抜	
190	190	海抜	
200	200	海抜	
210	210	海抜	
220	220	海抜	
230	230	海抜	
240	240	海抜	
250	250	海抜	
260	260	海抜	
270	270	海抜	
280	280	海抜	
290	290	海抜	
300	300	海抜	
310	310	海抜	
320	320	海抜	
330	330	海抜	
340	340	海抜	
350	350	海抜	
360	360	海抜	
370	370	海抜	
380	380	海抜	
390	390	海抜	
400	400	海抜	
410	410	海抜	
420	420	海抜	
430	430	海抜	
440	440	海抜	
450	450	海抜	
460	460	海抜	
470	470	海抜	
480	480	海抜	
490	490	海抜	
500	500	海抜	
510	510	海抜	
520	520	海抜	
530	530	海抜	
540	540	海抜	
550	550	海抜	
560	560	海抜	
570	570	海抜	
580	580	海抜	
590	590	海抜	
600	600	海抜	
610	610	海抜	
620	620	海抜	
630	630	海抜	
640	640	海抜	
650	650	海抜	
660	660	海抜	
670	670	海抜	
680	680	海抜	
690	690	海抜	
700	700	海抜	
710	710	海抜	
720	720	海抜	
730	730	海抜	
740	740	海抜	
750	750	海抜	
760	760	海抜	
770	770	海抜	
780	780	海抜	
790	790	海抜	
800	800	海抜	
810	810	海抜	
820	820	海抜	
830	830	海抜	
840	840	海抜	
850	850	海抜	
860	860	海抜	
870	870	海抜	
880	880	海抜	
890	890	海抜	
900	900	海抜	
910	910	海抜	
920	920	海抜	
930	930	海抜	
940	940	海抜	
950	950	海抜	
960	960	海抜	
970	970	海抜	
980	980	海抜	
990	990	海抜	
1000	1000	海抜	

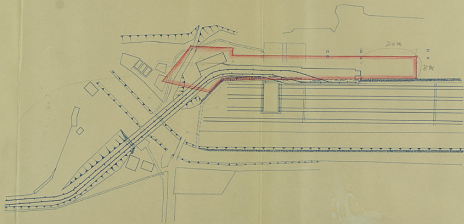
東海鐵道





稻築積場土地關係圖

縮尺六百分一



37.6.7 概止



日銀十月以降祖額料算定方式

$$\text{塊} \quad 5038\text{円} \times \frac{4200}{6800} - 50\text{円} = 4543\text{円} \times 280\text{電} \times \frac{10}{100} = 108032\text{円}$$

$$\text{粉} \quad 4422\text{円} \times \frac{4200}{7000} - 50\text{円} = 3892\text{円} \times 560\text{電} \times \frac{10}{100} = 214832\text{円}$$

$$\text{鑽石} \quad 3922\text{円} \times \frac{6000}{6200} - 50\text{円} = 3745\text{円} \times 700\text{電} \times \frac{10}{100} = 262150\text{円}$$

計 582014円

以上







昭和廿八年十二月十七日

日吉 敬業所  
明石 友

勅  
本  
封  
印

日録盛業二顧敬業所  
共同石炭東京本社  
共興石炭九州本部  
日吉敬業所企画部

御中

租飲梅ノ顧問延長願写送付ニ付テ

頭書ノ件ニ關シ十二月九日付福岡通産局長宛敬誠文所ヲ通シ三  
部提出致シ候願写一部別紙ノ通り御送付申上候也  
右

共同石炭敬業株式会社日吉敬業所

福岡県福岡市東区中津  
電話六四一一番 電報掛四〇番



祖産地の存続願届出後認可申請書

一、祖産地若しくは採掘権者の氏名または名称および住所

東京都新宿区四谷式丁目四番地

採掘権者 日鉄鉱業株式会社

東京都中央区銀座七丁目五番地の者

祖産地者 共同石炭 鉱業株式会社

二、祖産地の所在地

福岡県糟屋郡福高町、大隈町

三、祖産地の登録番号

福岡県祖産地登録第壹〇号

四、延長する期間

昭和貳拾九年四月一日より昭和貳拾四年参月参拾日迄

五、延長する理由

設定区域は、共同石炭 鉱業株式会社所有の福岡県採掘権登録第貳七八号鉱区と合併地帯中であり、設定区域<sup>丙</sup>の竹炭八尺層は才田坑に於て本証係安原柱及び高瀬部を以し全額採掘を終了しましたが、現在設定区域外の採掘区域（共同石炭

鉱業株式会社鉱区より三井鉱山株式会社山崎 鉱業所鉱区へ鉱業法第四十六条による過渡地帯区域）を採掘中であります。

竹炭八尺上層は、未採掘であるが、才田坑新地帯に採掘する計画であります。

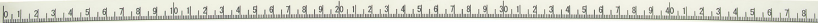
杉谷二尺層及び杉谷五尺層は、設定区域の東南部に残存しているため、該層採掘の目的を以て、昭和二十八年一月杉谷坑を同坑現在採掘中であり、将来採掘に着手する計画であります。

岡三尺層は、一時休止中の日吉一坑の復旧工事に着手して、昭和二十八年二月より坑道の取明け並びに掘進に着手し一応完成致しましたので、五月下旬より採掘に着手してあります。

福岡五尺層、土間八尺層及び海軍八尺層は、海軍八尺坑に於て現在採掘中であり、該地帯は地帯の崩壊及び遊説設備等の保安の為三五〇採掘を行い残炭柱は之等崩壊の形取は海軍八尺坑の終熄期にせられ採掘する計画であります。

岡設定区域の東南部に在る地帯は、土間八尺層が残存してありますので、該層採掘の為本年中に日吉二坑の復旧工事を行い残存炭量の採掘計画であります。

右の通り設定区域は現在採掘中であるが若しくは一部は未採掘となつて居りますが、これらを変更して鉱利の有効利用をはかるために延長申請するものであります。



2

右認可されたく申請致します。

昭和二十八年六月九日

東京都新宿区日谷式丁目四番地

株主 日鉄鉱業株式会社

右代表取締役社長 藤田 基三郎

福岡県福岡郡福成村役園六六番地宅七

日鉄鉱業株式会社二層鉱業所

右代理人 小倉 進

東京都中央区銀座七丁目五番地の宅

乱雑者 伊藤石炭鉱業株式会社

右代表取締役 人 安太 誠

福岡県福岡郡大隈町大字牛膝一七五〇番地

右代理人 明石 友助

福岡県産産局長

桂野 幸雄 殿



3

委 任 状

私は当社二階事務所共小倉通を代理人と定めて左の権限を委任します  
て、当社所有福岡県糸島郡福井町東郷区に共同石炭鑛業株式会社の政  
定している福岡県糸島郡福井町東郷区に共同石炭鑛業株式会社の政  
四年五月三拾壹日まで延長承認し、鑛業法第七拾六條第四項及び鑛  
業法施行規則第八拾五條の規定による延長の認可申請に關する一切  
の権限

右の通り委任します

昭和貳拾八年拾壹月貳拾五日

東京都新宿区西谷貳丁目四番地

日歌鑛業株式会社

代表取締役社長 森 田 三 郎





委任状

福岡県福岡郡大津町大字平野七五〇番地

明石友助

右の者を以て損害の代理人と定め左の権限の行為を委任す。

一、日銀信託株式会社所有の福岡県福岡郡大津町大字平野七五〇番地にある福岡県  
信託登記簿第〇号信託簿の存続期間を昭和参拾四年参月参拾日までに商業法第七  
十六条第四項及び商業法施行規則第貳拾五条の規定による延長の認可申請に関する  
一切の権限

右代理委任の意思を表示す。

昭和八年八月廿九日

東京都中央区銀座七丁目五番地の番

祖家権者 共同信託株式会社

右代表取締役 人 安太



規 約 書

日鉄鉱業株式会社二礦鉱業所長小倉進（以下単に甲と云う。）と、共同石炭鉱業株式会社代表取締役社長入交太蔵（以下単に乙と云う。）との間において、甲乙間の昭和二十四年五月九日附租鉱権設定に関する規約（以下単に原規約と云う。）に附帯して次の通り規約する。

第一条 甲は、乙が原規約第三条の租鉱権の存続期間を昭和三十四年三月末日まで延長することを承認する。

第二条 原規約第四条の租鉱料に關しては、甲乙間の昭和二十七年四月

一日附租鉱料に關する覚書（以下単に覚書と云う。）第一条の規定に拘らず、乙は昭和二十九年四月より算して第五十八日目については、〇六九屯（現従一七一屯、希崎三九九屯、彌石四九九屯）分の租鉱料を支払うものとし、同じく第五十九日目及び第六十日目については、無料とする。

覚書第二条の規定は、前項の算式による第五十八日以後は適用しな

す。

第三条 乙は第一条の延長手続完了の際に、通商なく関係書類留附の上  
甲に返出するものとする。

右規約の証として本書三通を作成し、その一通は所得官廳に對する認可申請手続に使用し、二通は甲乙各一通宛を保有して、その証実を履行を  
備約する。

昭和貳拾八年拾壹月貳拾五日

甲 日鉄鉱業株式会社二礦鉱業所  
所 長 小 倉 進

乙 共同石炭鉱業株式会社  
代表取締役社長 入 交 太 蔵





7

寫

昭和貳拾七年四月拾日

甲 日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所  
所長 小倉 進

乙 共同石炭鉱業株式会社  
社長 入交 太 藏





8

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所長小倉進（以下甲と云ふ）と、井岡石  
山鉱業株式会社代表取締役入交太福（以下乙と云ふ）とは、甲所有  
鉱区内に於ける乙の使用権設定に因し、左の通り租約する。  
第一条 甲は其の所有に係る福岡県保良第一号鉱区内の一部に對し  
乙が石炭産權等臨時借權法第十七条による使用権を左の通り設  
定することを承諾する。

面積 一七〇、四〇〇坪

座落 竹野八尺本郷、杉谷下二尺尾、杉谷五尺尾、四三尺尾、信通五尺尾、  
下マ八尺尾、海軍八尺尾、

座落 二五七、九六三畝（昭和二十三年十月末現在）

第二条 乙は前条鉱区面積の外に使用鉱区の増設を要求しをい、又  
甲は乙のこの要求ありても認じをい。

第三条 使用権設定期間は、之が許可並張の日より昭和二十九年三  
月末日迄とし、必要により期間更新することがある。

第四条 使用料に付ては、別紙之を定める。

第五条 乙は本件採掘に因し、予め地権業を甲に提示し、その承諾  
を得るものとする。之を変更せんとするときはも同様である。

第六条 乙は本件採掘により、甲の現在及将来の事業に何等の支障  
を及ぼさないよう地上設備の増設を講じなければならぬ。

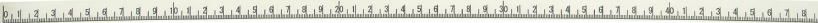
前項の増設に因する甲の指示に對しては、乙は誠実に之に遵はね  
ばならぬ。

第七条 甲は調査その他の爲必要により何時にても乙の使用鉱区に  
入坑することが出来る。

第八条 乙は本件採掘による鉱産被害その他の事由に對しては、使  
用期間中は勿論、使用権消滅後と雖も、一切責任を負ひ、甲も甲  
に通知乃至損害を付けてはならぬ。

第九条 乙は本件に關する権利義務を、甲の承諾をくして第三者に  
譲渡してはならぬ。

第十条 乙が本契約に違反したときは、甲は何時にても本契約を解  
除することができる。



寫

9

乙が契約違反その他の債のため、甲に損害を蒙じたときは、乙は宛  
金且迅速に之を賠償しをなければならぬ。  
第十一條 甲と乙との間に締結せる昭和十五年二月十日付契約書は  
本契約が効力を生ずる日から失効するものとする。  
右契約の証として本誓式通を作成甲乙各々遺書を保有し、その証實  
を履行を維持する。

昭和二十四年五月九日

甲 日鐵産業株式会社  
二階監査所長 小倉 進

乙 井岡石炭産業株式会社  
代表取締役 人 交 太 蔵

寫

使用権設定に関する覚書

日鉄鉱業株式会社二礦監理所長小倉進（以下甲と云ふ）と、共同石炭採掘株式会社代表取締役人安本漢（以下乙と云ふ）とは、甲所有福岡県採掘第一号鉱区の一部に對する乙の使用権設定に關し、昭和二十四年五月九日附契約書（以下甲に契約書と云ふ）によるの外、採掘順序、増量及使用料に付てはこの覚書の定めるところによる。

一 採掘順序  
契約書第一条に定める使用鉱区に於ける樹膠のうち、別添図示の樹膠については、乙は之を採掘してはならない。

二 増量

使用鉱区に於ける増量は、前記採掘順序を除き、契約書第一条の可採増量二五七、九六三噸（昭和二十三年十月末測定であるが、乙の甲に對する前採増量分七六、三九四噸及昭和二十三年十一月より昭和二十四年三月末迄の納増五、〇〇〇噸は之を差引き、一七六、五六九噸とする。

三 使用量

(1) 使用量は、使用鉱区に於ける石炭の品位を基準とし、その時の風乾率値の  $\frac{10}{100}$  とする。

例乙は、昭和二十四年四月以降毎月一、五〇〇噸分の使用料をその翌月の五日迄に甲に支払ふ。

その採掘別内海及基準品位は左の通りとする。

鑽石、無煙	七〇〇噸	噸 三噸	六、〇〇〇カワリ
		噸 七噸	
一 設 炭	八〇〇噸	噸 三噸	六、二〇〇カワリ
		噸 七噸	

付 使用料に關し定めのない事項若くは協定の履行を阻害せしめる事案の生じたときは、契約書の趣旨に沿ひ、双方誠意を以て協議決定するものとする。

右諸語の証として、本覚書式通を作成甲乙各遺通を保有し、その誠實を履行を約する。

昭和二十四年五月九日

日鉄鉱業株式会社

甲

二礦監理所長

小 倉

進

共同石炭採掘株式会社

乙

代表取締役

人 交

太 誠



7

貴啓

貴社の後付社益々御隆昌の御事喜び申します。

扱て、先日當所御懇願より御社新製の洋車とこれと御懇願との英内  
探掘面保護を怠つて来ましたので御討致しました結果御承知の様に  
御懇願は久恒様生奥願と大御座交換區域の一部が貫通して出る為降  
雨期には多量の水を引受けなければならぬ現状で、若しこれ以上  
増水するとすれば御懇願の御水設備では如何ともなし難いと思れま  
すので、茲に申渡すのが別紙添附圖に示す様に御所海軍八尺坑左  
側深面の御懇願五尺層と當所御懇願五尺層深掘部との間に防水壁（別  
紙添付圖の通り）設置して保護せられるように御願いたします。  
尚それより上品の御懇願五尺層及び海軍八尺層も御所御座定規に三〇  
米突並は採掘の予定ですから御坑では相應備後を守り下さるよう  
矢張りながら為念を願します。

昭和二十六年六月一日

敬 具

日鐵礦業株式會社二面御座所

所長 小 倉



井筒石炭礦業株式會社日吉礦業所

所長 宇佐 眞 一 殿

右正承諾致シマシタ

井筒石炭礦業株式會社  
日吉礦業所

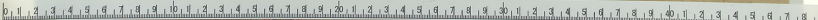
代表取締役人 宇佐 眞 殿

共同石炭礦業株式會社日吉炭礦と稻原礦との坑内採掘





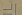

共同石灰工業株式會社日吉炭礦と稻架炭礦との坑内採掘関係圖

繪尺三百分之一



日星圖



- 凡 例
-  湖塘五尺帶
  -  古河八尺帶
  -  海軍八尺帶
  -  看石林裏





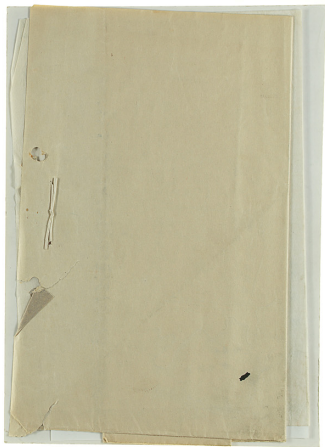
共同石灰鑛業株式會社 日吉炭鑛と稻原炭鑛との坑内採掘區標圖

縮尺 1/2500



- 凡例
- 距離五尺管
  - 土間八尺管
  - 海軍八尺管
  - 當日敷道





No.

昭和  
年  
月  
日

日鏡粗鏡  
 岩号協定控

法員共

福西興業株式会社  
日吉鏡

昭和  
年  
月  
日

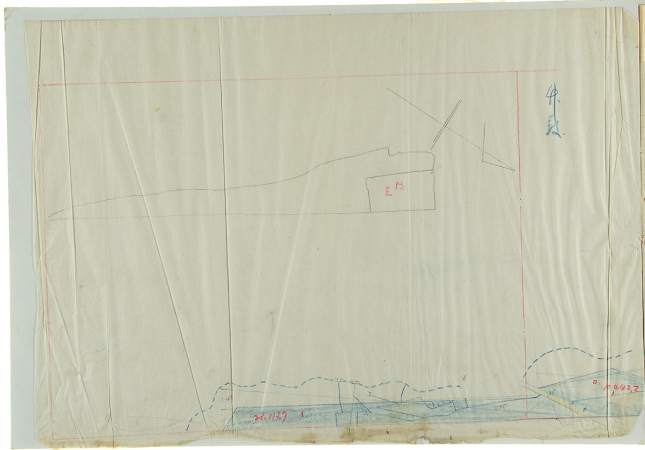
(用紙を節約して下さい)

13









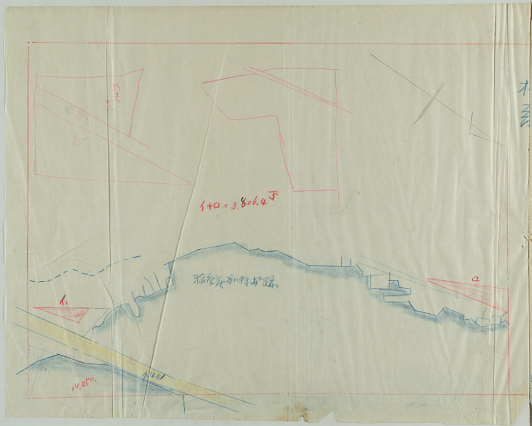
中  
段

三門

32.1127 1

1, 2427





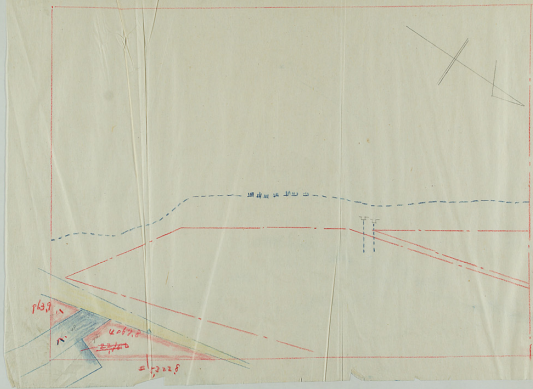
木

木



附三友相

木



編物五尺磨

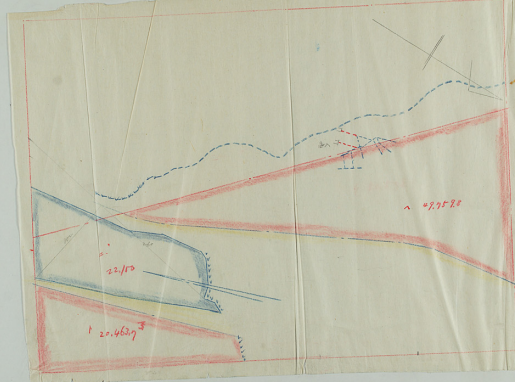
阿三六尺

ハ 66600.3

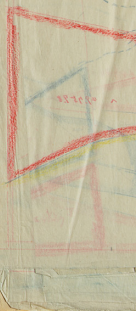




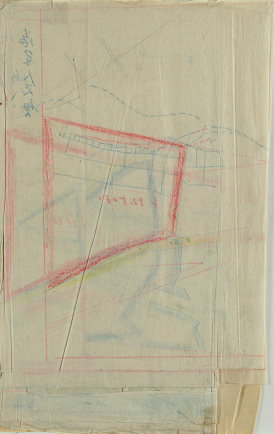
Handwritten text in blue ink, possibly a date or reference number, located at the top right of the page.



海軍人員會



新地  
新地  
新地



吉  
吳  
橫

新地  
新地

山本層名	新地	新地	新地	新地	新地	新地	新地	新地	新地
新地層名	新地層名	新地層名	新地層名	新地層名	新地層名	新地層名	新地層名	新地層名	新地層名
六〇〇〇坪	七二二五坪	一四〇四二坪	一四〇四二坪	一四〇四二坪	一四〇四二坪	一四〇四二坪	一四〇四二坪	一四〇四二坪	一四〇四二坪
二五〇坪	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一	二七一
二五〇坪	二五〇坪	二五〇坪	二五〇坪	二五〇坪	二五〇坪	二五〇坪	二五〇坪	二五〇坪	二五〇坪
一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪
一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪	一〇五坪

計新地層名、八百十坪  
此、是、對、列

昭和  
年  
月  
日

正時、松、壹、万、有、一、千、四、百、坪





使用料設定に關する覚書



日露戦争後式會社二通線所長小倉進(以下甲と云ふ)と其同石炭組  
業株式會社代表取締役人天太郎(以下乙と云ふ)とは、甲所有通線  
探査第一通線の一部に對する乙の使用料設定に關し、昭和二十年  
月 日附契約書(以下甲契約書と云ふ)及び乙によるのち、探査  
料、設置料使用料凡何てはこの覚書で定めるところによる。

一、探査料

契約書第一條に定める使用料額に對する減價のうち、探査料の減  
價に關しては、乙は之を注記してはならない。

二、料金

使用料額に對する減價は、前記探査料を減き、契約書第一條の可  
減料金二五七、九六三電十昭和二十三年十月末額であるが、乙の  
甲に對する割取額は分七六、三九四電を昭和二十三年十一月より昭  
和二十四年三月末迄の割取 ~~電~~ 電料之を差引き、一七六、~~電~~  
電とする。

三、使用料

使用料は、使用料額に對する右記の品位を基準とし、その時の平  
均品位は  $\frac{10}{100}$  とする 第一、

同乙は、昭和二十四年四月以降毎月、五〇〇電分の使用料をその翌  
月の五日迄に甲に支払ふ。

その支払額内品位品位は左の通りとする。

白石、盤煙	七〇〇電	七割
	八〇〇電	七割六、〇〇〇カロリー
	九〇〇電	七割六、二〇〇カロリー

使用料に關し定めのない品位若くは協定の履行を困難ならしめる  
事起る生じたときは、契約書の趣旨に照し、双方同意を以て協  
定するものとする。

右協定の証として、本覚書紙面を片取甲乙各壹紙を保存し、その紙質  
を履行を約する

昭和廿四年三月廿二日



甲

日新製糖株式會社

二番館所長

小

倉

通

乙

井岡右武製糖株式會社

代表取締役

入

又

太

殿



契約書

1900

日鐵製鐵株式會社二重鐵廠所長小倉進（以下甲と云ふ）と其同右  
炭酸製鐵株式會社代表取締役入木太蔵（以下乙と云ふ）とは、甲所  
有鐵廠内に於ける乙の使用指定地を以て、左の通り契約する。

第一條 甲は其の所有地内にある鐵廠設備並に一號鐵廠内の一畝を以  
て、乙が其の炭酸製鐵を隨時生産製造第十七條による使用行為を左  
の通り指定することを承諾する。

面積 一七〇、四〇〇坪

長横 竹新八尺本横、杉谷ト二尺横、杉谷五尺横、銅三尺

横、銅五尺横、Fマ八尺横、海軍八尺横

位置 二五七、九六三号（昭和廿三年十月末現在）

第二條 使用指定地は、之が許可受渡の日より昭和廿九年三  
月末日迄とし、必要に依り延長更新することがある。

第三條 使用料は例へば、同地之を知る。

第四條 乙は不件保固を以て、予め地味等を甲に提示し、その承  
諾を得るものとする。之を知照せんとするときは同條である

第五條 乙は不件保固より、甲の現在及將來の事業に何等の支  
障を及ぼさないよう豫め上最善の注意を怠らざればならぬ。  
是の豫めの上最善の注意を怠る甲の責を以てして、乙は賠償金之  
を以て償はねばならぬ。

第六條 甲は損害その他の爲めに必要に依り何時にても乙の使用指定  
地に入社することかである。

第七條 乙は不件保固による損害並にその他の事故に對しては、  
使用期間中は勿論、使用期間満了後も、一切責任を負ひ、  
是も甲は法律上乃至損害をかけたはならぬ。

第八條 乙は不件保固する権利義務を、甲の承諾なくして第三者  
に譲渡してはならぬ。

第九條 乙が不契約の旨を及したときは、甲は何時にても本契約を  
解除することかである。

乙が契約違反その他のため、甲に損害を及ぼした時は、乙は  
完全且迅速に之を賠償しなければならぬ。

第十條 甲と乙との間に締結せられた昭和十五年二月十日付契約書は  
本契約が効力を生ずる日から失効するものとする。



右契約の趣として本營業部を伴成甲乙各々會社を保有し、その能  
實を履行を目的とする。

昭和廿四年三月廿二日

甲 日版製紙株式會社  
二樓御堂河原 小倉 藤

乙 美岡石炭製紙株式會社  
代務取締役 入 文 太 殿







二湘紙第773号

共同石炭産業株式会社  
日吉 倉 庫 所 兼 中

昭和27年1月13日

日鉄倉庫株式会社  
二 湘 倉 庫 所

27年度下期分租税料決定並に精算通知の件

標記の件この度27年度下期分の国鉄納税価格が決定しましたので  
下記の通り租税料を算定の上精算し度々御通知致します。

記

- 1 倉 庫 料 月額 1,302,770円
- 2 期 間 27年10月~28年3月
- 3 精算金額 10~12月分納入新額 8094円  
1月分は決定額にて徴収するがこの期上の新額を  
差引いて納入のこと

算出基礎

昭和27年4月/日付覚書第7号並びに昭和27年2月/日付覚  
書第3条により次の通り

(1) 月 初

$$\text{算式一} = \left\{ \frac{\text{国鉄納税価格} \times \text{日吉倉庫保証カマシ}}{\text{国鉄納税保証カマシ}} - 50円 \right\} \times \text{吨数} \times \frac{10}{100}$$

(1) 雑 炭

$$4877 \times \frac{4200}{4400} = 4581$$

$$4581 - 50 = 4531$$

$$4531 \times 240^{\text{マ}} \times \frac{10}{100} = 108744 \dots \text{㉞}$$

$$8331 \times 520^{\text{マ}} \times \frac{10}{100} = 232612 \dots \text{㉞ (増加分)}$$

(2) 粉 炭 (国鉄へ納出してないので27年1月現在の増額の繰差) 674円を建設価格より差引いたものを納税価格とする

$$4203 \times \frac{4200}{4400} = 3948$$

$$3948 - 50 = 3898$$

$$3898 \times 360^{\text{マ}} \times \frac{10}{100} = 212288 \dots \text{㉞}$$

$$3898 \times 1320^{\text{マ}} \times \frac{10}{100} = 97554 \dots \text{㉞ (増加分)}$$

(3) 備 石

$$3948 \times \frac{4000}{4200} = 3821$$

$$3821 - 50 = 3771$$

$$3771 \times 700^{\text{マ}} \times \frac{10}{100} = 262970 \dots \text{㉞}$$

$$\text{㉞} + \text{㉞} + \text{㉞} + \text{㉞} + \text{㉞} \text{ 計 } 1,302,770$$

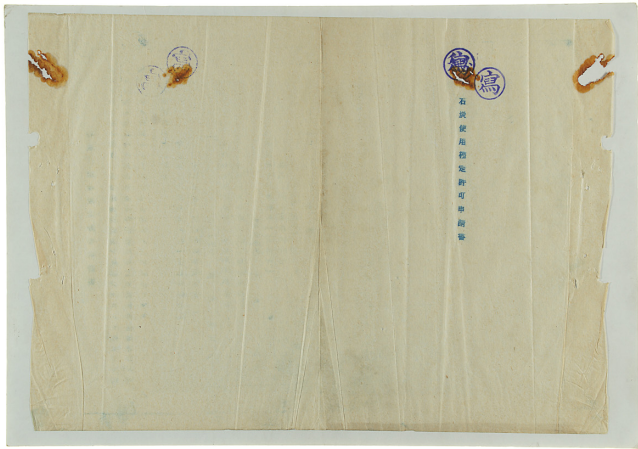
(2) 精算金額

(10~12月)  
〔既納月額決定月額〕× 月 数 - 納入超過額

$$1,308,868 - 1,302,770 = 2698$$

$$2698 \times 3 = 8094$$





石炭使用指定許可申請書



石炭使用権設定許可申請書

前項ノ件利権ノ権子石炭使用権設定致シますノテ許可由度  
夕陽共當面地帯ヘ石炭調査權臨時附設法第二十六條及全法施行規則  
第十二條ノ規定ニヨリ調査權者通告ノ上申請致シマス

昭和廿四年五月拾日

東京都千代田區丸の内一丁目拾番五番

新榮信託 日鐵新業株式會社

代表取締役 池田 善三郎

福岡縣直隸郡直野村秋田六六番地

日鐵新業株式會社二番新業所

調査代理人 小倉 龜

東京都中央區御町一丁目一

共興石炭調査株式會社

申請人 代表取締役 入 文 太 郎

福岡石炭局長 占 田 保 蔵 殿



石炭使用指図定許可申請書

一、事業種類及所在地

福岡縣志賀郡志賀町、大隈町、山田町

二、事業種類及事業種別

福岡縣保徳町芝浦船塀船塀敷

三、事業種別及事業種別、此處、名簿及住所

日置製鐵株式會社、東京千代田區丸の内一丁目番地

第七〇番地

四、申請種類

竹谷群層中（竹谷八尺層）

五、申請種類

本層群層中（杉谷二尺層、杉谷五尺層、國三尺層、

編五尺層、下八尺層、池田八尺層

六、使用指図存続期間

使用指図定許可受領の日より昭和廿九年三月末日迄

七、使用指図存続期間

共同石炭製鐵株式會社、日置製鐵所、日置

鐵山下町、日置鐵所、同一開口及同一開口横

越層行致シテ、採掘人、採掘日、日置製鐵所ノ

在籍ニ當リ、起業準備資金外一切ノ設備

ナリ、日置製鐵所ニ於テ、資材ノ元々今日迄、

行中ノモノナル、電作業上、出入レ、採掘ナリ

使用指図存続期間ニシテ、採掘ナリ

八、使用指図其ノ支拂方法

使用指図ハ、公同ノ買収金額ノ百分ノ十

支拂方法ハ、毎月分ヲ翌月ノ五日迄

石ノ採り使用指図ヲ決定致シテ、別款編條指図ヲ指圖ヘ、石炭製鐵所

臨時指圖係第二十六條及全法施行規則第十九條ノ規定ニヨリ、採許可

ヲ申請致シマス

昭和廿九年 月 日

東京千代田區志賀町一丁目番地番地

申請人 共同石炭製鐵株式會社

石代金取納人 文 太 殿

福岡石炭局

占部保藏殿



右表は、陸軍部臨時頒布地行規程第十九條ニヨリ  
使用許可用簡易検査表

- ① 使用指定ニ關スル契約書 別紙
- ② 使用簡易表 別紙
- ③ 簡易表及其說明書 別紙
- ④ 簡易ノ價額ニ關スル說明書 別紙

⑤ 富嶽山ノ地質ハ第三紀層ニシテ、砂ヲ甚多ク、農田中ノ竹筴類  
中竹新八尺、本層層中砂竹二尺、杉竹五尺、松三尺  
等、樹高五尺、Fマ八尺、海軍八尺、等ヲ總行ス

⑥ 走向 百三十四度 傾斜 二十度

⑦ 集積量及可採積量品位

炭種名	層級炭量	回収率	可採炭量	総積炭量
竹新八尺	一三〇五九	七〇%	九一三八	六二〇〇
杉竹二尺	三一八七九	七〇%	二二三五	六二〇〇
杉竹五尺	一六二九六	七〇%	一一四〇七	六二〇〇

高三尺	一一三三〇	七〇%	七九三八	六二〇〇
關五尺	八八三三三	七〇%	六一四七	六二〇〇
Fマ八尺	二二八四九	七〇%	八九二一	六二〇〇
海軍八尺	七九一三八	七〇%	五五三九七	六二〇〇
	三六八一九		二五七九六三	

⑧ 集積日誌見書

⑨ 集積計画

採蓄ニ關スル計画 (別紙採蓄計画圖ノ通り)

⑩ 出炭数量 (從來日誌採蓄ノ数量ヲ日當出炭ニ換算スル数量)

一ヶ月 壹千噸 一ヶ年 壹萬噸千噸

⑪ 其他必要事項

⑫ 取票ニ關スル計画

坑内切羽ニ於テハ、サエコンベヤトハ、ハスタ類ヲ使用シ  
片炭ハ、手押ニテ他端ニヨリ、外ニ運搬シ、精炭ハ、エンドレ  
ヌア、取票込地ニ運搬シ、貨車運送トス。他端は、現在七十五  
馬力及五十馬力使用中ナルモ、日下各ニ、風百馬力ニ變換中



四 遊樂ニ關スル事項

一 弘内ヨリ搬出ノ石炭ハ海炭船ニヨリ遊炭ス

二 遊氣ニ關スル事項

三 眞立方ノ汽機ハ風機ニ依テ強氣良好ナラシム

四 排水ニ關スル事項

平時ハ排水極少ナキモ停船時ニハ増水ノ需左記ノ通り排水

設備ス

竹衝八尺机：八〇馬力七〇立方一台 一〇〇馬力八〇立方二台

二〇〇馬力二〇立方一台

三〇〇馬力五〇立方一台

海軍八尺机：七五馬力五〇立方一台 三〇〇馬力三〇立方一台

五 電力ニ關スル事項

九州送電株式會社ヨリ日吉發電所現在受電中ニ付其備用

ス

六 保安設備ニ關スル事項

深御氣城内ハ船ヤド山林風野ニシテ風浪ナレバ住テ難少ナレ

(D) 勞務關係事項

現在人員ニテ可能ニ付補充ノ必要ナシ

(E) 資材設備ニ關スル事項

主要設備大略完備ス

六 實績ノ要

昭和拾年六月ヨリ請負探採契約成立シ現在ニ至ル最近ノ實績左  
ノ如シ

昭和廿年出炭 一九五九四噸

廿一年 一一三五一噸

廿二年 一一二六九噸

廿三年 一一九八六噸

廿四年一月ヨリ三月迄 二七九九噸

廿四年三月末在籍労働者數 四〇六名(日習ノ人員請負ノ人員合計)

七 法人ノ屬左記 添付ス

定款、請負目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、株主名簿



石炭鑛ノ質質ニ關スル取可申附書

一 採鑛名及所在地

日鐵二湖鑛田所、池巻炭鑛、龜岡鑛區龜岡村枝崎

二 鑛區所在地

龜岡鑛區龜岡村、大井町、山田町地内

三 鑛區面積

龜岡鑛區採可面積一畝

四 鑛區採可程度

約七萬〇四日坪

五 鑛區採可期ニ於ケル月部高品位

月部 覽千五百馬

有 價 大100カマリ

品・位 無選鑛石 大1000カマリ

右ノ通り質質ニシテイノア製鉄用燃料(使用取扱定許可申請書)指  
標へ隨時石炭鑛鑛質採可法第十一條ノ規定ニヨリ此可ヲ申請スルマシ

昭和廿四年 月 日

東京都千代田區丸ノ内一丁目拾番地内

賣受人 日鐵鑛業株式會社

代表取締役 池田 善三郎

龜岡鑛區龜岡村枝崎六六六番地

日鐵鑛業株式會社二湖鑛田所

鑛區代理人 小倉 進

東京都中央區新町一丁目拾壹番地

賣受人 共同石炭鑛業株式會社

代表取締役 入 文 太 藏

簡工大臣 新 堀 平 太 藏



定

美川石炭礦業株式會社





共同石炭鑛業株式會社定章

第一章 總 則

第一條 當會社ハ共同石炭鑛業株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ左記ノ業務ヲ營業スルヲ以テ目的トス

一 石炭ノ採掘

二 石炭並ニコールタス賣買

三 以上ノ業務ニ附帯スル必要事業

第三條 當會社ハ本店ヲ東京都中央區ニ設置シ必要ノ支店ヲ設テ

支店又ハ出張所ヲ設テ

第四條 當會社ノ公會ハ是ヲ官報ニ掲載ス

第五條 當會社ノ資本ハ金銀百萬圓トシ之ヲ六萬株ニ分テ每股ノ金

額ヲ金五百圓トス

第六條 當會社ノ株券ハ總テ記名式トシ管帳株券、拾株券、百株券、

五百株券ノ四種トス

第七條 株主登録シタル賣持者ハ其ノ氏名、住所及印鑑ヲ當會社ニ

届出ツベシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

株主權ノ行使、株式ノ名義管領又ハ賣持ニ關スル登録及抹消等

會社ニ對シ提出スル書類ニハ總テ届出ノ印紙ヲ押捺スルコトヲ

要ス

第八條 株券ノ喪失ニ因リ新券ノ交付ヲ請求セントスルトキハ當會

社所定ノ請求書ニ添附判決ノ正本又ハ證明ヲ添ヘテ當會社ニ送

出スベシ株券ヲ汚損シタルトキ又ハ株券ノ種類ヲ變更セントス

トキハ其ノ株券ヲ提出シ新券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第九條 當會社ノ株式ハ取締役會ノ承認ヲ得ルニテラダレバ之ヲ賣

買譲渡シ又ハ賣入ラナスコトヲ得ス

第十條 當會社ノ株式ハ株券ノ裏面ニ依リ之ヲ譲渡スルコトヲ得ス

第十條 株式ノ名義管領ヲ請求セントスルトキハ當會社所定ノ名義

管領請求書ニ當會社署名捺印ノ上株券ヲ添ヘテ當會社ニ提出ス

ベシ

但シ相違ニヨリ株式ヲ取得シタルモノハ其ノ取得事實ヲ證スベ

キ管領ヲ證明シテ提出スルヲ要ス



第拾貳條 當會社ノ株式ヲ以テ實物ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ之ガ發  
給ヲ爲サントスルトキハ當會社所定ノ請求書ニ實物設定書實物者  
及方記名捺印ノ上檢察ヲ經テ提出スベシ

實物定額ノ額額ヲ請求セントスルトキ亦同ジ

轉賣又ハ質物移轉ノ或種ノ請求ニ關シテハ額額ノ規定ヲ準用ス

第拾參條 株式名簿管帳、實物ニ關スル登錄及其ノ抹消ノ場合ニハ株券  
管帳ニ付金附新株交付ノ場合ニハ株券管帳ニ付金五拾條ノ手紙

料ヲ徴收ス

第拾肆條 當會社ハ定時株主總會ヲ開シ日以内ノ期間ヲ定メテ株式ノ名  
簿管帳ヲ停止スルコトアルベシ

第拾章 株主總會

第拾伍條 定時株主總會ハ毎年五月之ヲ召集ス臨時株主總會ハ必要アル  
時ニ之ヲ召集ス

第拾陸條 株主總會ノ議長ハ社長之ニ當ル社長兼充ヘアルトキハ副社長  
之ヲ代理ス

第拾柒條 總會ニ於テ株主ノ有スル議決權ハ株式管帳ニ付管帳トス

第拾八條 株主ガ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使セントスルトキハ其ノ代理  
人ハ當會社ノ株主タルコトヲ要ス

第拾九條 總會ノ議事ハ之ヲ議事録ニ記載シ議長及出席取締役、監事役  
之ニ署名捺印ス

第四章 役員

第貳拾條 當會社ハ株主總會ノ決議ニヨリ取締役拾壹名、監事役拾名以  
内ヲ選任ス

第貳拾壹條 取締役ノ任期ハ總シテ年、監事役ノ任期ハ貳ケ年トス取締役  
及監事役ハ再選ヲ妨ケス

但シ取締役及監事役ノ任期ガ定時株主總會員ニ滿了スルトキハ其  
ノ總會終了スル迄之ヲ伸長スルコトヲ得

第貳拾貳條 取締役中互選フ以テ社長、副社長、事務取締役及常務取締  
ヲ定ム

第貳拾參條 監事役中互選フ以テ常任監事及監名ヲ選任スルモノトス  
第貳拾肆條 當會社ハ取締役中社長、副社長、事務取締役ノ署名ニ限リ會  
社ノ代表權ヲ行使セシム



第貳拾五條 取締役會ノ職務ハ取締役半數以上出席シ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可符同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第貳拾六條 取締役會暨委員中少クモ委員ヲ生ジタルトキト雖モ法定ノ員數ニ下ラザル場合ハ其ノ消沙選舉ハ次期ノ定時株主總會ニ依テ行ハスルコトヲ得

但シ消沙選舉ニ依テ選任シタル取締役及監査役ノ任期ハ前仕業ノ現期トス

第貳拾七條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第五章 附 則

第貳拾八條 總會日ノ決定期ハ毎年該月第拾壹日トス

第貳拾九條 取締役ハ決算期毎ニ營業報告書、財産目錄、貸借対照表、

但シ前項報告、利益分配表ヲ作成シ監査役ノ調査ヲ受ケ定時總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ取ルベシ

第貳拾條 法定額定金及役員實收金ノ割合ハ左ノ如シ

一 法定額定金

一 役員實收金

一 利益金ノ百分ノ給以內

附 則

第貳拾壹條

會社等臨時措置然施行中當會社ハ左ノ通り特例ヲ定ム

一 左ノ事項ニ付テハ株主總會ノ決議ニ依ラズ取締役會ノ決議ニ依ルモノトス

一 支店ノ新設、廢止又ハ移轉ニ關ル支店所在地ニ關スル定章ノ變更

一 資本ノ二十分ノ一ヲ増ユザル額價ヲ以テスル營業一應ノ擴張

一 資本ノ二十分ノ一ヲ増ユザル額價ヲ以テスル他ノ會社ノ營業金融ノ融通

一 取締役會當該會社ノ營業ト同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員又ハ取締役ト爲ルコトノ認可

一 取締役、監査役又ハ清算人が受テベキ報酬ノ決定

以上

昭和二十二年七月六日附新貸債が決定サレ從來ノ赤字補償ハ免脱的ニ打切アレルコト、ナラバ、當紅ハソノ貸債決定ニ斷シ向テ是處、日吉南航ノフリール生利償債が若干ノ赤字ヲ計上シタトノ故ヲ以テ赤字加算額ヲ受テルコトガ出来ス第一償債額ヲ減ルサレタ。

ソノ當面方以テ日ニ力ヲ盡ヒテ金カーブヲ昇降シテ來ル「インフレ」ノ波ノアオリヲ阻止スルコトヲ極力新貸債促進期キヨリ是處斷斷所ハ成ル地當リ約三百萬ノ赤字ヲ見ルニ至リ其外ナル打切ヲ受テ前來當局中ハ必買取ユ赤字を償フ苦難ノ困難ヲアツタ。

之ニ對シテ向フテハ貸債促進ノ困難ヲ行フト同時ニ内ニ對シテハ是處ノ表編方針ヲ實施シ經常費ノ節減ト並行リ償債ノ引下ゲニ努力シテ一方貸債ノ向上、償出ノ強化ヲ計リ努力收入ノ増進ヲ計フタ。

貸債促進並ニ本年ニシテ當局ノ答ルムトコロトナラス其後十一月ニ至リ三井、西河ト共同戦艦ヲ發シ備石ノ貸債額上進額ヲ開始シタ。

爾來東京、現地ノ緊需ナル進取ノ下ニ東京本社ニ於テ是處ナル困難ト

備石ニ對スル認識証人ヲ發行スルコトニヨリ本年一月並ニ之ニ成功シ一月以備備石ニ對シテ平均進取ニ百萬ノ補助ヲ受ケルコトナツタ。石ノ如キ努力ノ結果ニモ向テス貸債ハ毎月ノ生利原銀ニ並ユルニ行キ待ス本決算額ニ於ケルガ如キ進取ナル損金ヲ計上スルコトナラバ、以上貸債ノ經常費額ハ毎月完成ナル進取額ヲ實行スルコトニヨリ進取ナル緊需方針ヲ採リ策ツタガ、民間企業ノ償債増進額ニ對シテハ電力復舊方針ヲ採ルコト、シ折衝政府ヨリ指示サレタル企業償債資金、貸付資金ハ之ヲ保障スルトコロナク第一件ナル借入ヲ行ヒ直チニ償債工率ノ増手、資材ノ買入ヲ行フコトニヨリ近キ將來ノ貯蓄増進ニ備ルコトトシタ。

本期中ノ主ナル事象左ノ如キ



登 記 簿 用

二十二年

七一八 取組役、暫定役員表

八一五 本組定章規則

株式申請

其他ナシ

業 務 事 項

二十二年

八一 特別貯蓄トシテ日本石炭へ買上済メノ銀所貯蓄へ日本石

炭ト振替ノ上員當時ノ俵松ヲ取崩シ打切トナル

八一 四月ヨリ石炭採入者等車ニ乗リ包外積ヤ格内炭ト同様貯

内取戻トナリタル當夜車ノ引掛車等ヨリ留置先指定ノ取

扱ハ中止トナル

八一三 倉ノ木材積揚機出部トシテ新田福文仕繕ニ委託コンベヤ

一ノ取置ス

八一四 日本石炭株式會社へ取止トナリ代リテ此後公開取置ス

八一六 石炭積揚機取置(金額平均一應)

改訂前 改訂後 借手

生利當俵格 二四六〇〇 九五六〇八 二七五

前貸金俵格 一〇〇〇〇〇 一三〇〇〇〇 九〇〇〇〇

一 改訂前貸金 四〇〇〇〇 一七〇〇〇 一三〇〇〇

特定前貸金 五〇〇〇〇 九〇〇〇〇 〇〇〇

記帳公開山元貯在員制度開始

八 一



昭和22年度出産野良表

日吉集産所

月別	出産	産	野良
4月	4357	4125	302
5月	3900	3497	553
6月	2800	2608	657
7月	3400	3043	892
8月	3850	3093	1529
9月	4529	4335	1603
10月	4819	4433	1829
11月	5130	5171	1708
12月	5413	4629	2372
1月	5568	5461	2359
2月	5409	6420	1223
3月	5690	6604	179
計	54865	53419	
一月平均	4572	4451	

昭和22年度出産野良表

島須集産所

月別	出産	産	野良
4月	7407	9889	3159
5月	8068	7944	3035
6月	7219	7788	2299
7月	7635	7187	2556
8月	7030	6852	2534
9月	8640	8257	2687
10月	9533	8042	3900
11月	9047	7360	5097
12月	10252	7754	6953
1月	10235	9105	7393
2月	9130	9615	6230
3月	8670	8513	5707
計	102886	98306	
一月平均	8574	8192	

昭和廿三年三月三十一日現在

可 部 日 帳

科 目	金 額	備 考
備 用 金	七六六〇四九	島形鐵道、日吉鐵道、北浜鐵道
主要 鐵 道	一三三五五五	島形鐵道
土 地	一〇〇〇〇〇	北九州、東京、大阪、宇島、其他土地
建 築 物	三三〇〇〇〇	北九州、福岡、東京、宇島等物
備 用 物	三三〇〇〇〇	島形、日吉等物、遊具鐵道、其他
備 用 具	一〇〇〇〇〇	鐵道機、原動機、其他
車輛 運 具	三三〇〇〇〇	汽車、日動車、牽引車、其他
工 具 機 具	一〇〇〇〇〇	件
備 用 金	三三〇〇〇〇	島形、日吉兩鐵道
備 用 金	三三〇〇〇〇	島形
有 限 公 司	三三〇〇〇〇	株式定立會

科 目	金 額	備 考
保 險 預 金	九〇〇〇〇〇	日鐵二國鐵兩所保額預立金、其他
貯 蓄 預 金	七六六〇四九	島形、日吉兩鐵道
貯 蓄 品	三三〇〇〇〇	鐵道機、其他資料
配 給 所 預 金	三三〇〇〇〇	此處所
石 炭 預 金	三三〇〇〇〇	炭代米收入金(煤炭公會)
病 院 預 金	三三〇〇〇〇	島形鐵道病院預金
備 用 金	三三〇〇〇〇	島形會社預金
預 金、現 金 預 定	三三〇〇〇〇	資料代用預金、其他
合 計	七六六〇四九	手許資金









損 金 處 分

一 一、二、三、四、五、九、九、〇、五 富田純延損失金  
 一 二、二、三、一、九、九、八、〇、二 富田損失金  
 一 二、二、五、四、六、二、九、二、〇、七 後藤純延損失金

右之總額也

昭和廿三年五月廿七日

共同石炭産業株式會社

取締役社長 入 又 太 廠  
 取締役副社長 入 又 太 兵衛  
 事務取締役 入 又 太 三郎  
 富田取締役 朝 石 友 助  
 同 濱 田 茂 宏  
 同 久 保 田 清 喜

一 右各項之数字調査ヲ其ノ漏法正額ナルコトヲ徹底検査  
 昭和廿三年五月廿七日

取締役 松 下 明  
 同 中 田 善 藏  
 同 中 村 久 吉  
 同 宇 佐 見 一  
 同 岡 井 茂  
 監査役 山 川 修太郎  
 同 光 城 國 喜



昭和廿三年三月廿一日

株主名簿

簿

共同石炭鑛業株式會社

株数	氏名	住任	所
二七〇〇〇〇	入安太藏	高知市廿代町二一	
一五五〇〇〇	入安太兵衛	福岡縣田川郡川崎町大字川崎二〇番ノ一	
一〇〇〇〇〇	入安大三郎	東京都中央区銀座町一丁目一一ノ二	
三〇〇	明石友助	福岡縣志摩郡山田町大字下山田 田八四七	
三〇〇	澤田茂安	福岡縣田川郡川崎町大字川崎一	
三〇〇	水野比央	福岡縣田川郡川崎町大字川崎二五六	
三〇〇	島田清壽	福岡縣田川郡川崎町大字川崎二〇四ノ一	
二〇〇	久桑田清喜	福岡縣若松市本町二丁目二〇六ノ一	
二五〇	北城編喜	福岡縣若松市砂子町一丁目二八二二	
二〇〇	藤井茂	大阪府吹田市砂子町一丁目二八二二	
二〇〇	入安生	高知市廿代町	
二〇〇	前井茂	東京都杉並區島倉二ノ一三七七	

株数	氏名	住任	所
二〇〇	山根梅太郎	高知市廿代町五六ノ二	
一五〇	松下朝	福岡縣田川郡川崎町大字川崎二二番	
一五〇	大塚忠藏	大分縣中津市加木區下添水三七番	
一五〇	中田貞藏	福岡縣田川郡川崎町大字川崎一六二	
一五〇	宇佐見藏一	福岡縣志摩郡志摩町口卷五三三	
一五〇	中村久吉	福岡縣田川郡川崎町大字川崎二二番	
一〇〇	小崎義雄	福岡縣志摩郡山田町大字下山田八四七	
一〇〇	森田留吉	福岡縣志摩郡志摩町	
一〇〇	菊井信藏	福岡縣志摩郡山田町大字下山田	
五〇	和田茂	福岡縣若松市多摩波打一六九二	
五〇	榎木正一	福岡縣若松市多摩波打一六九二	
五〇	三浦隆一	福岡縣若松市安政町一丁目	
計六〇〇〇	二十四名		





日鈇祖鈇權

才一回

申請書  
許可



日鉄鑛区(福岡縣採登第一號)

末採掘区域調査書

昭和廿三年十月

福岡縣直轄郡松尾町才田二六番地一  
共同石英  
鑛業株式會社 日吉鑛業所



製



使用権設定出願区域の炭量調査表

炭層名	埋藏面積	一坪炭量	埋藏炭量	普及率	可採炭量	備	考
竹藪八尺層	2,100 <sup>坪</sup>	6,216	13,054	70 <sup>%</sup>	9,138		
杉谷下二尺層	10,895	2,926	31,879	70	22,315		
杉谷五尺層	3,000	5,432	16,296	70	11,407		
間三尺層	3,600	3,150	11,340	70	7,938		
蛸端五尺層	20,490	4,312	88,353	70	61,847		
(填石) トマ八尺層	17,573	7,310	128,459	70	89,921	埋藏区に於ける埋藏炭量(49,000坪)に於て 埋藏面積4,500坪(4,500坪)に於て	
海草八尺層	18,353	4,312	79,138	70	55,397	内埋 埋藏 24,934 無埋 31,024	
計			368,519		257,963		



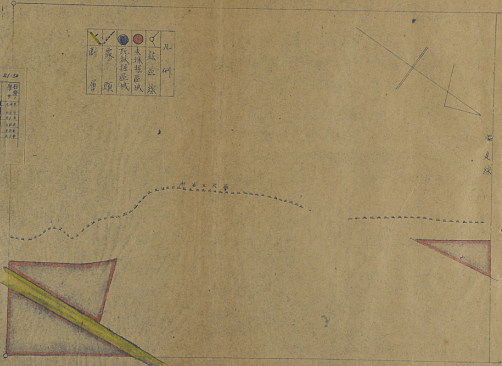




村各二尺版 50/1000

各社林圖 1/20

社名	面積	社數	厚石
一	1.1.0	1	1.1.0
二	1.1.0	1	1.1.0
三	1.1.0	1	1.1.0
四	1.1.0	1	1.1.0
五	1.1.0	1	1.1.0
六	1.1.0	1	1.1.0
七	1.1.0	1	1.1.0
八	1.1.0	1	1.1.0
九	1.1.0	1	1.1.0
十	1.1.0	1	1.1.0



石是站



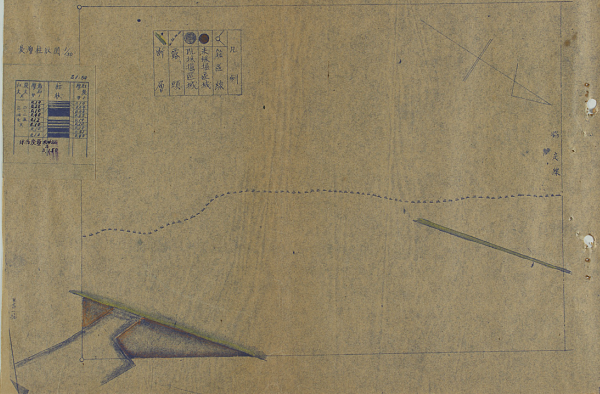


第三尺序 石=3000

尺序柱以圖

斷	露	孔	未	凡
頭	坑	坡	徑	利
	區	區	區	
	域	域	域	

尺序	柱	尺序
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9
10	10	10
11	11	11
12	12	12
13	13	13
14	14	14
15	15	15
16	16	16
17	17	17
18	18	18
19	19	19
20	20	20
21	21	21
22	22	22
23	23	23
24	24	24
25	25	25
26	26	26
27	27	27
28	28	28
29	29	29
30	30	30





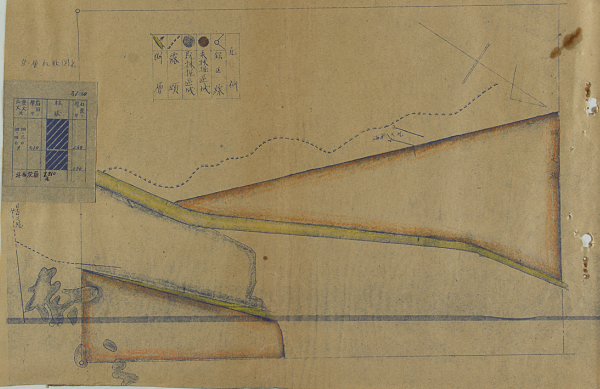
土層剖面圖 1:1000

剖面線位置

砂	礫	粘土	砂
層	項	成	成

比例尺 1:1000

圖例	說明	比例
	砂	1:1000
	礫	1:1000
	粘土	1:1000
	砂	1:1000

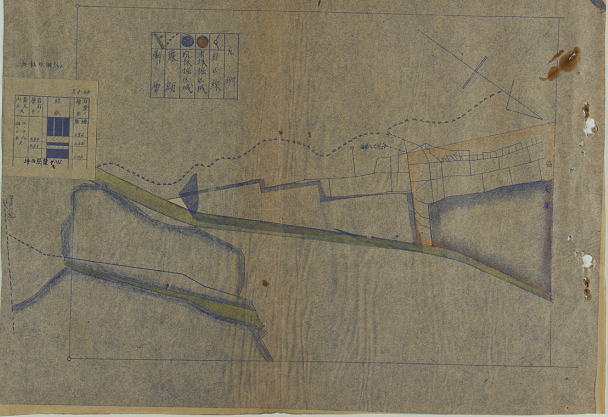


十一 海軍工廠之設計

海軍工廠之設計

▲	●	○	○
海軍工廠	海軍工廠	海軍工廠	海軍工廠
海軍工廠	海軍工廠	海軍工廠	海軍工廠

項目	單位	數量	備註
海軍工廠	座	1	
海軍工廠	座	1	
海軍工廠	座	1	
海軍工廠	座	1	
海軍工廠	座	1	
海軍工廠	座	1	



二二二  
昭和廿四年七月三十一日

昭和廿四年七月三十一日

青森石炭礦業株式會社

代表取締役 入交太藏 郎

福岡 石炭局長 古 郎 係 置

石炭質額(額面)一部貸付認可 属する件

昭和二十四年五月十日附にて奉題のあつた石炭質額(額面)貸付認可  
する件應歸石炭質額貸付認可第十一條規定に上り追討 差控大限認可水  
あつたかも知知する

寫

印

印







特別管理人承認書

〔使用被認定区域〕

福岡縣糟粕津支線那波里區内拾七萬四百年  
伍拾伍區ノ竹谷許屋中(杉骨八尺屋)

本層許屋中(杉骨二尺屋、杉骨五尺屋、四五  
尺屋、欄五尺屋、FVA尺屋、杉骨八尺屋)

福岡縣糟粕津町、大塚町

拾七萬四百年

販賣買代ノ章〇ノ

東京都中央区清町壹丁目拾壹番地

共同石炭鋼鐵株式會社

代表取締役 入 安 太 郎

合野經理會檢査部第二十二係ニ依テ別紙製書ノ區ヲ使用被ノ認定

スル事ヲ承認スル

昭和十四年八月拾壹日

鋼鐵製煉株式會社

特別管理人 三 島 忠 盛

代理人 小 野 治 一 郎

代理人 島 田 天 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一

代理人 小 野 治 一





昭和二十四年福石管第拾電號

福岡縣藤原堂鐵線部電線に石炭鐵線使用停止許可申請

共同石炭鐵線株式會社

申請人

代表取締役 人 交 太 殿

昭和二十四年五月十日付申請あつた右使用停止規定に關する件別紙  
圖則區域にて左記により許可する様決定したから石炭鐵線等臨  
時措置法施行規則第二十四條第一項の規定により此旨通知する

記

一、使用線區面積 拾七萬四千坪

ニ、採掘機層 竹谷町層中竹谷八尺層

本層貯層中 杉谷二尺層、杉谷五尺層、關三尺層、

關五尺層、Fマ八尺、海軍八尺層

三、使用線の存続期間 登錄の日より昭和廿九年三月末日迄

四、使 用 料 留置費代の一〇%

昭和廿四年七月廿日

福岡石炭局長 占 郎 保 廣



昭和二十四年八月廿日 登錄  
福岡縣石炭鐵線部  
藤原堂鐵線部電線に石炭鐵線使用停止許可申請  
福岡番証 / 區 七 番

右 登 録



製約書

日興漁業株式會社二樓料部所長小倉進一以下甲と云ふと共同石炭  
製約株式會社代表取締役投入太叔(以下乙と云ふ)とは、甲所有領  
区内に於ける乙の使用権設定に關し、左の通り契約する。

第一條 甲は其の所有に係る津島縣栗原郡一號領区内の一部に對し  
乙が石炭採集權等臨時採掘法第十七條による使用權を左の通り設  
定することを承諾する。

寫

面積 一七〇、四〇〇坪

裏層 竹藪八尺本層、杉谷下二尺層、杉各五尺層、間三尺層、  
副層五尺層、ドマ八尺層、海軍八尺層

裏量 二五七、九六五屯(昭和二十三年十月末現在)

第二條 乙は裏層裏面積の外に使用領内の増量を要求しない、又  
甲は乙のこの要求ありても應じない。

第三條 使用権設定期間は、之が許可登録の日より昭和二十九年三  
月末日迄とし、必要により期間更新することができる。

第四條 使用料に付ては、別に之を定める。

第五條 乙は本件採掘に關し、豫め該業を停止提示し、その承認  
を得るものとする。之を變更せんとする時も同様である。

第六條 乙は本件採掘により、甲の現在及將來の事業に何等の支障  
を及ぼさないよう補上最善の處置を講じなければならぬ。  
前項の處置に關する甲の指示に對しては、乙は誠實に之に従はね  
ばならぬ。

第七條 甲は調査その他の爲必要により何時にても乙の使用領内に  
入坑することができる。

第八條 乙は本件採掘による營業被害その他の事故に對しては、使  
用期間中は勿論、使用権放棄後も、一切責任を負ひ、専ら甲  
に連絡乃至損害を付けてはならぬ。

第九條 乙は本件に關する権利義務を、甲の承諾なくして第三者に  
譲渡してはならぬ。

第十條 乙が本契約に違反したときは、甲は何時にても本契約を解  
除することができる。

乙が契約違反その他のため、甲に損害を及ぼしたときは、乙は完  
全且迅速に之を賠償しなければならぬ。

第十一條 甲と乙との間に締結せる昭和十五年二月十日付契約書は  
本契約が效力を及ぼす日からも失効するものとする。



右契約の取として本番紙等を作成甲乙各々重箱を保有し、その誠實を  
履行を誓約する。

昭和二十四年五月九日

甲 日銀信託株式会社  
二階御堂所長 小 倉 進

乙 共同石炭鑛業株式会社  
代表取締役 人 交 太 阪



使用権設定に関する覚書

日鐵鋼管株式会社二種債票所長小倉進（以下甲と云ふ）と共同石炭鋼管株式会社代表取締役入交太蔵（以下乙と云ふ）とは、甲所有第四種探採第一號領區の一部に對する乙の使用権設定に關し、昭和二十四年五月九日附契約書（以下單に契約書と云ふ）によるの外、探採廢層、賦量及使用料に付ては、この覺書の定めるところによる。

探採廢層

契約書第一條に定める使用領區に於ける廢層のうち、別添圖示の廢層については、乙は之を採掘してはならない。

賦量

使用領區に於ける賦量は、前記探採廢層を除き、契約書第一條の可採賦量二五七、九六五屯（昭和二十三年十月末調査であるが、乙の甲に對する前賦地總分七六、三九四屯及昭和二十三年十一月より昭和二十四年三月末迄の積算五、〇〇〇屯は之を差引き、一七六、五六九屯とする。

使用量

使用量は、使用領區に於ける石炭の品位を基準とし、その時の賦量單價の  $\frac{10}{100}$  とする

但乙は、昭和二十四年四月以降毎月一、五〇〇屯分の使用料をその翌月の五日迄に甲に支拂ふ

その賦採別内購及海陸品位は左の通りとする。

備石、無煙	七〇〇屯	第三種	六、〇〇〇カカリ
	粉	七割	
一般	八〇〇屯	第三種	六、二〇〇カカリ
	粉	七割	

使用料に關し定めのをい事項若くは協定の履行を困難ならしめる事柄の生じたときは、契約書の趣旨に沿ひ、双方誠意を以て協定決定するものとする。

右協定の暨として、本覺書試道を作成甲乙各覽通を保有し、その販賣な履行を約する

昭和二十四年五月九日

日鐵鋼管株式会社 甲 二種債票所長 小倉 進

共同石炭鋼管株式会社 乙 代表取締役 入交 太 蔵





同 友 會

- 一 協山名 日銀郵便株式會社二番郵便所
  - 一 郵便所定海 福岡縣志賀郡藤井町、山田町並大隈町地内
  - 一 郵便番號 日銀郵便株式會社二番郵便所
  - 一 使用郵便定額箱 十七具四角形
  - 一 郵便箱本屋牌 竹野本屋牌
  - 一 郵便箱定額書 日銀郵便株式會社
  - 一 郵便箱定額書 共同七次郵便株式會社日吉郵便所
- 郵便箱取付に關し右郵便箱定額書並法第二十六條の規定に依り  
使用料を決定する事に異議なく同意致します。
- 昭和廿四年五月

日銀郵便株式會社二番郵便所  
 福岡縣志賀郡藤井町  
 竹野本屋牌  
 共同七次郵便株式會社  
 福岡縣志賀郡藤井町





委任状

茲者御小倉造ヲ以テ代辦人ト指定メ左ノ御職ヲ委任ス

一、右御職事務等隨時御職法第二十六條及び同條施行規則第十九條  
に基テ其間右炭礦株式會社に對する信用御職に關する一  
切の御職

右委任状仍而加付

昭和廿四年五月九日

東京御千代田區丸ノ内區丁目野村組

日鐵炭業株式會社

取締役社長 森 田 三 郎

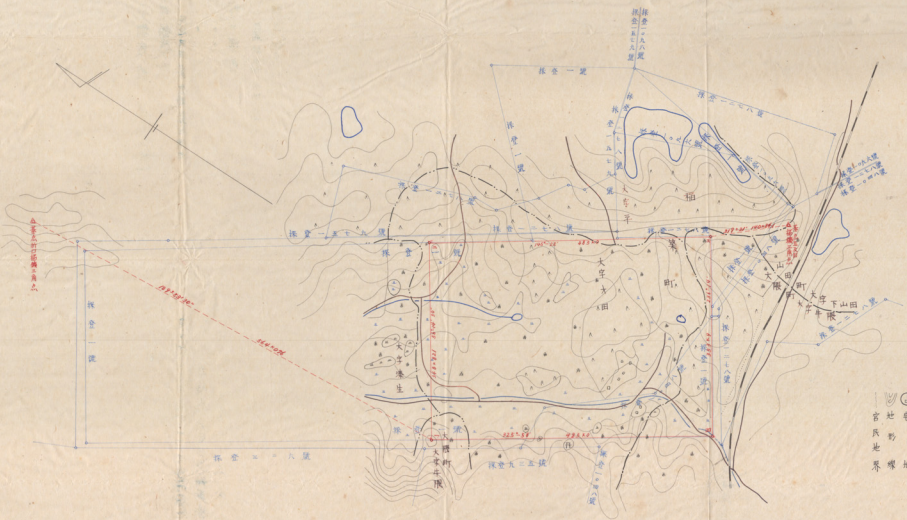






石炭炭用鑛區圖 縮尺五分一  
 福岡縣 嘉穗郡 福茶町  
 大字 大田 尾尾田 山形野 龜池 清池  
 大字 平  
 全縣 全郡 大隈町  
 大字 牛隈 尾尾田 林果野 龜池  
 面積拾七萬四百坪

東京郡 宇美區 兼所 虎丁 田地 花 澤 地  
 申請人 共同石炭鑛業株式會社  
 社長 西條 俊 入交 太 藏





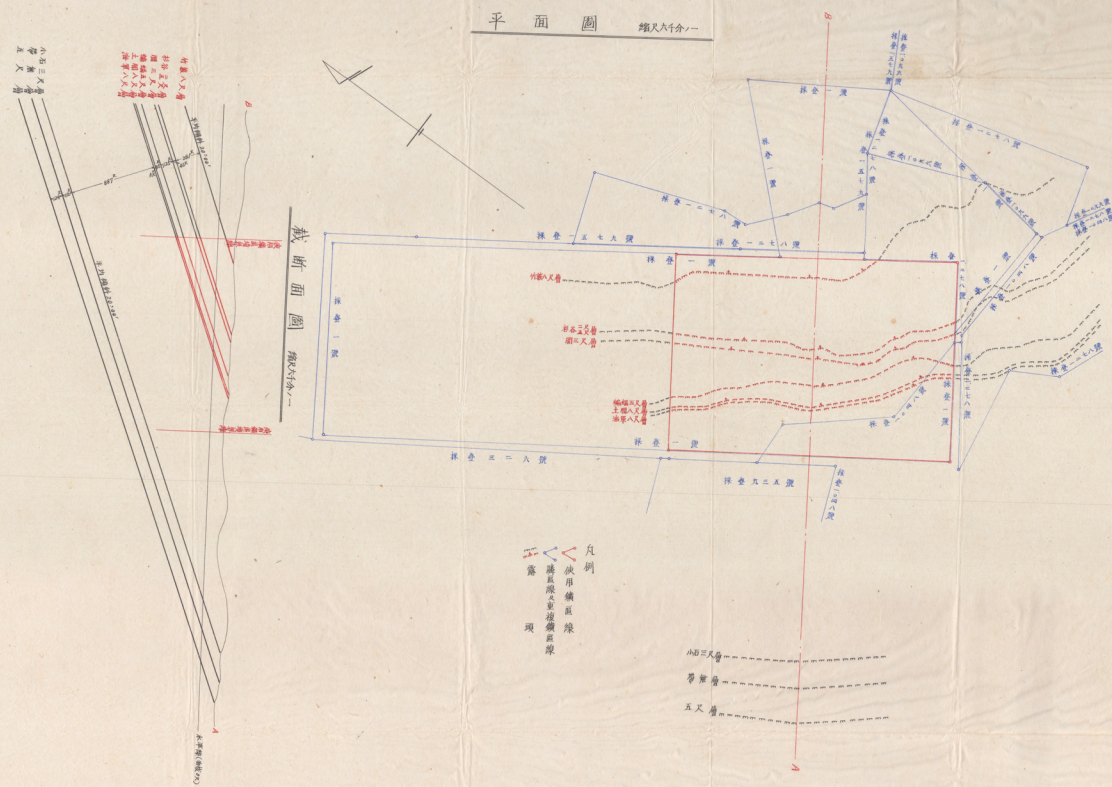
# 鑛床圖

炭層柱狀圖 總丈五分二

層群名	炭層名	炭層厚	柱狀	炭層厚	炭層名
林	上竹	1.8	■	1.8	上竹
	八	1.8	■	1.8	八
	八	1.8	■	1.8	八
	八	1.8	■	1.8	八
	八	1.8	■	1.8	八
	八	1.8	■	1.8	八
	八	1.8	■	1.8	八
	八	1.8	■	1.8	八
	八	1.8	■	1.8	八
	八	1.8	■	1.8	八
本	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
層	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
群	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
大	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
換	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
層	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
群	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三
	三	1.8	■	1.8	三

凡例  
 ■ 泥炭  
 ▨ 礫石  
 ▩ 煤  
 ▪ 煤  
 ▫ 煤  
 ▬ 砂  
 ▭ 頁岩  
 ▮ 砂頁岩

平面圖 總丈六千余



凡例  
 ▨ 煤層  
 ▩ 煤層  
 ▪ 煤層  
 ▫ 煤層  
 ▬ 砂  
 ▭ 頁岩  
 ▮ 砂頁岩

AB三丈層  
 層  
 五丈層



使用鉄目圖  
鉄床圖  
採掘訂画圖  
炭量調査表

鉄又各書一

第百十卷一

所長



使用権設定出願区域の放量調査表

装置名	即成面積	評価率	即成放量	貸教学	可採放量	備考
竹藪八式管	2,100 <sup>※</sup>	6,216	13,054	70 <sup>※</sup>	9,138	
長谷下二式管	10,895	2,926	31,879	70	22,315	
お谷五式管	3,000	5,432	16,296	70	11,407	
岡三式管	3,600	3,150	11,340	70	7,938	
楠崎五式管	20,490	4,312	88,353	70	61,847	
(兼用) 下マ八式管	12,573	7,310	128,459	70	89,921	即成区=採掘実績(1/300) 即成区採掘実績(採掘率)×100=100%
海軍八式管	18,353	4,312	79,138	70	55,397	内訳 採掘 24,333t 処理 11,022t
計			368,519		257,963	

